４ 業務規程の改正に向けた検討

　　前頁『⑦公正な取引環境確保の促進』のうち、当市場の取引ルールとして定める際には、取引参加者注)からの意見聴取が必要となる。

　　また、現行法に定めがあるものの、改正法で定めのなくなった項目について、業務規程で定めるべきか否かについての検討が必要となる。

注) 取引参加者：卸売業者、仲卸業者、出荷者、仲卸業者以外で卸売業者から卸売を受ける買受人、仲卸業者から販売を受ける買受人等をいう。

５ 主な論点等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　　　　　　　目 | 論　　　点　　　等  【　】内は現行法の概要 |
| 前頁⑦ | ㋕ 卸売業者による第三者販売  （卸売業者は、市場内の仲卸業者、売買参加者以外に卸売をしてはならない） | 【原則禁止】  　（改正法では、関係者の意見を聴き市場が独自ルールとして定め公表）  　・ 市場全体の集荷販売機能を充実させるとともに、公平性の確保と手続の簡素化を図るため、独自ルールを設定する  　・ ㋕、㋖ はセットで議論  　・ 生鮮食料品を取扱う市場でもあり、㋗は実態にそぐわなくなっている。一方衛生検査所による「市場商品の安全・安心」の確保は、市場にとって重要な機能。 |
| ㋖ 仲卸業者による直接集荷  （仲卸業者は、市場内の卸売業者以外から買入れて販売してはならない） |
| ㋗ 商物一致の原則  （卸売業者は、市場内にある生鮮食料品等以外の卸売をしてはならない） |
| 前頁④ | 市場の開設区域 | 【国が市場ごとに開設区域を指定】  　・ 開設区域内での小売等、業務内容等を規制  　・ 売上高割使用料の扱いを検討 |
| 前頁⑤ | 卸売業者の業務許可 | 【国が業務を許可。許可の基準、保証金、処分の手続き、許可の取消し等の定めがあり、細部は業務規程で規定】  　・ 将来的に新たな卸売業者参入の可能性を想定すると、何らかの判断基準が必要。  　・ 開設者としての指導・監督権限をどう担保するか。 |
| 前頁⑥ | せり人制度 | 【せり人は開設者の登録制とし、業務規程で細部を規定】  　・ 卸売市場としては、不可欠な制度 |

６ 取引参加者の意見聴取状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 出荷者 | 卸売業者 | 仲卸業者 | 売買参加者 | 小売業者 |
| 状況 |  | 実施 | 実施 | 実施 |  |